

食品表示法の概要

1 食品表示法

- (1) 公布：平成 25 年 6 月 28 日
- (2) 施行：平成 27 年 4 月 1 日
- (3) 目的：この法律は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む。以下同じ。）の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、食品衛生法、健康増進法及び農林物資の規格化等に関する法律による措置と相まって、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とする。
- (4) 食品表示法に一元化された法律（食品の表示に係る法律）

法律名	目的	表示事項
食品衛生法	飲食に起因する衛生上の危害の発生防止	消費期限， 保存の方法等
健康増進法	国民保健の向上	栄養表示
農林物資の規格化等に関する法律	一般消費者の選択への寄与	遺伝子組換え， 原産地等

2 食品表示基準

- (1) 食品表示基準が適用される食品等の分類

区分	分類
食品	加工食品（製造又は加工された食品）
	生鮮食品（加工食品及び添加物以外の食品）
	添加物（食品衛生法に規定する添加物）
遵守すべき事業者	食品関連事業者（食品の製造，加工（調整及び選別を含む。）若しくは輸入を業とする者（当該食品の販売をしない者を除く。）又は食品の販売を業とする者）
	食品関連事業者以外の販売者
用途	一般用（消費者に販売される形態となっているもの）
	業務用（一般用以外のもの）

(2) 表示事項の例（全ての一般用食品に表示が必要な事項）

	表示が必要な事項	衛生事項	保健事項	品質事項
加工食品	名称	○	—	○
	保存の方法	○	—	—
	消費期限又は賞味期限	○	—	—
	原材料名	—	—	○
	添加物	○	—	—
	内容量又は固形量及び内容総量	—	—	○
	栄養成分の量及び熱量	—	○	—
	食品関連事業者の氏名又は名称及び住所	—	—	○
	製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称	○	—	—
生鮮食品	名称	○	—	○
	原産地	—	—	○

3 本市における相談、指導等の担当部署

事項	担当部署
衛生事項	各区衛生課
保健事項	各区健康課
品質事項	保健福祉局食品安全推進課

4 旧基準（食品衛生法等）による表示に関する経過措置

分類		期限	対象
加工食品	一般用	平成 32 年 3 月 31 日	製造され、加工され、又は輸入されるもの
	業務用	平成 32 年 3 月 31 日	販売されるもの
生鮮食品	一般用	平成 28 年 9 月 30 日	販売されるもの
	業務用		
添加物	一般用	平成 32 年 3 月 31 日	製造され、加工され、又は輸入されるもの
	業務用	平成 32 年 3 月 31 日	販売されるもの